

学生納付特例事務法人制度をご存じですか？



学生納付特例事務法人とは？

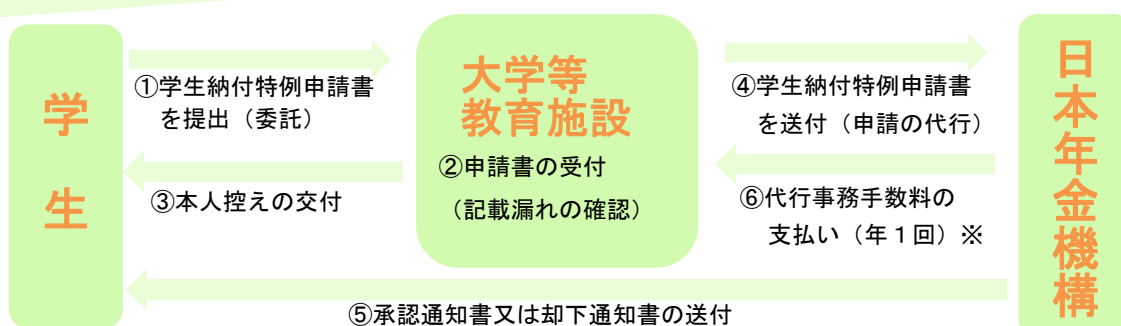
所得の少ない学生の方が、将来、老齢年金を受け取ることができなくなることや、病気やケガで障害が残った場合に、障害年金を受け取ることができなくなることを防止するため、ご本人の申請により保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。

また、学生の方が申請しやすい環境を整備する観点から、厚生労働大臣の指定・確認を受けた大学等教育施設（※）においては、学生から学生納付特例申請書を受付し、学生に代わって日本年金機構へ提出することができます。この指定・確認を受けた大学等教育施設を「学生納付特例事務法人」といいます。

※ 大学等教育施設・・・大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限が1年以上の課程に在学している方に限ります）



学生納付特例事務法人制度の仕組み



※ 国及び地方公共団体については、公務で代行事務を行っていただくため手数料の支払いはございません。



学生納付特例事務法人になるためには

学生納付特例事務法人になるためには、厚生労働大臣の指定又は確認を受ける必要があります。法人の場合は『学生納付特例事務法人指定申出書』に必要書類（申出書裏面参照）を添えて、国又は地方公共団体の場合は『学生納付特例事務取扱申出書』を日本年金機構を経由して、近畿厚生局に提出していただくことになります。



問い合わせ

■ 近畿厚生局 年金調整課 調整係

☎：06-7711-9006

■ 日本年金機構 近畿地域第一部（第二部） 運営グループ

☎：03-5344-1100

